

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について

(趣旨)

第1 森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づき、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する林業経営者を公募するにあたり、応募する林業経営者が法同条第2項第1号及び第2号で規定する要件に適合するか否かを判断する基準を定めるものとする。

(要件に適合すると判断するための基準)

第2 基準は次のとおりとし、以下の全てを満たしていることとする。

1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
2. 経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。

(要件の細則)

第3 第2に掲げる要件のほか、別表1「登録基準評価項目」に示す基準をすべて満たしていることとする。

なお、1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準、項目（2）～（5）に関する判定については、別表2「評価ポイント」において、100ポイント以上を有している場合は、基準を満たしているものとみなす。

ただし、1年以内に基準を満たすこと。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2 この基準の施行前に和歌山県意欲と能力のある林業経営者に登録されている者は、令和3年8月18日までに別表1「登録基準評価項目」(6)で定められている基準を満たさなければならない。

別表1「登録基準評価項目」

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準について

項 目	基 準	附 則
(1) 生産量の増加 又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を5年間で概ね2割以上を増加させる目標を有していること、または生産性を5年間で概ね2割以上（間伐、主伐のいずれか）を向上させる目標を有していること。なお、現状で、生産量の実績が5,000m³/年以上、または生産性の実績が間伐5m³/人日以上、若しくは主伐7m³/人日以上の場合は、5年間で当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>目標設定年度までの期間は、5年間とする。</p> <p>現在の生産量の大小や生産性の高低は問わないこととし、生産量や生産性の下限値等は設けないこととする。</p>	<p>生産量又は生産性の基準値については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合はその実績も含むものとする。</p>
(2) 生産管理又は 流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等 	<p>・別表2で掲げる評価ポイントに において100ポイント以上を有している場合は、取組計画があり1年以内に取組が確実なものについても、基準を満たしているものとする。</p>
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下掲の省略等に取り組んでいること。</p>	<p>・別表2で掲げる評価ポイントに において100ポイント以上を有している場合は、取組計画があり1年以内に取組が確実なものについても、基準を満たしているものとする。</p>
(4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 <p>ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐後に適切な更新を行うこと。これについては、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 	<p>・別表2で掲げる評価ポイントに において100ポイント以上を有している場合は、申請時において体制がないものであっても、1年以内に他者との連携等によって体制が確立されると証明されるものについては、基準を満たしているものとする。</p>
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上であること。</p> <p>事業実績及び現場従事実績等の3年間は連続していることを要さないこととする。</p> <p>3年間に満たない場合であっても、所属する現場作業員が本県農林大学校林業研修部林業経営コース等で1年間の課程を修了し、かつ2年間以上の現場従事実績を有している場合（県外の林業大学校で2年間の必要課程を修了している場合は、かつ1年間以上の現場従事実績を有していること）など、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p>	<p>本評価基準によるもののほか次の要件をみたす場合は、基準を満たしているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表2で掲げる評価ポイントに において100ポイント以上を有しているものかつ1年以上の事業実績又は現場従事実績。

<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p> <p>「行動規範の策定等」には、林業経営者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定すること。このほか、所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含むものとする。この場合、誓約書等を添付し、遵守の約束を明確にすること。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、県が定めた伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン第3の事項に即した内容が全て盛り込まれていること。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制が整備されていること。</p>	
<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく本県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 ・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ・労働者災害補償保険に加入していること。(一人親方等の特別加入を含む)。 ・以下に定める届出を行っていること。ただし、届出の義務がない場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出 	
<p>(8) 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等</p>	<p>経営管理実施権を取得するべく、持続的、安定的な施業実施のための具体的な方針と5年後、10年後の担い手確保に向けた中長期雇用計画等を策定していること。</p> <p>または、今後、1年以内に策定することを確約すること。</p>	<p>具体的な計画が経営管理実施権を取得し、施業可能な計画となっていること。</p>

<p>(9) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為を認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。 <p>これについては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等をいう。</p>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所の代表者とする。</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(10) 常勤役員の設置</p>	<p>法人において常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時(2022年度)までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>	
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準について

項 目	基 準	附 則
<p>経理的な基礎</p>	<p>次の2つの両方を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 <p>これについては、法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び直近3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)がいずれもマイナスとなっていないこと。</p> <p>また、個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</p> <p>これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経常診断書を申請書に添付するなど、今後5年以内に健全な経営を軌道にのせることが証明できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。 	